

狩猟者登録申請に係る納付書発送依頼書

令和 年 月 日

岡山県農林水産部
農村振興課鳥獣害対策室長 様

申請者名：

日中連絡のつく電話番号：

狩猟者登録手続きに係る納付済証の発行に必要な納付書について、以下のとおり発送を依頼します。

発送先につきましては、１）発送先のとおりに発送してください。

１） 発送先

氏 名	納付書の送付先 (郵便番号・住所・電話番号)
	郵便番号： 住 所： 電話番号：

２） 狩猟者登録手数料に係る納付書

手数料額	件数
1,800円	① 件

※狩猟者登録１件につき、手数料１,８００円が必要です。複数の猟種で登録をする場合、猟種ごとに手数料が必要ですので、ご注意ください。（例：申請者１名が第一種銃猟とわな猟を両方登録する場合は、納付書は２枚必要ですので、納付書の発送依頼件数は２件になります。）

※件数①が３）②と同件数となっているかご確認ください。

※裏面にも記載事項がありますので、ご確認ください。

3) 狩猟税に係る納付書

登録する猟種	税率区分	狩 猟 税	件数
第一種銃猟	1 号	1 6 , 5 0 0 円	件
	軽減税率※1	8 , 2 0 0 円	件
	県民税所得割の納付を要しない者 ※2	1 1 , 0 0 0 円	件
	軽減税率※1	5 , 5 0 0 円	件
網猟・わな猟	3 号	8 , 2 0 0 円	件
	軽減税率※1	4 , 1 0 0 円	件
	県民税所得割の納付を要しない者 ※2	5 , 5 0 0 円	件
	軽減税率※1	2 , 7 0 0 円	件
第二種銃猟	5 号	5 , 5 0 0 円	件
	軽減税率※1	2 , 7 0 0 円	件
合 計			② 件

※1 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に個人で許可捕獲等を行った者又は従事者として許可捕獲等を行った者

※2 県民税所得割額の納付を要しない者のうち、県民税所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）には該当しない者

※対象鳥獣捕獲員または認定鳥獣捕獲等事業者の従事者は、狩猟税の納付が免除されます。

狩猟税に関するご質問等は、以下の「狩猟税に係るお問い合わせ先」までご連絡ください。

【納付書の送付依頼及び手数料に係るお問い合わせ先】

岡山県農林水産部鳥獣害対策室

電話：086-226-7439

【狩猟税に係るお問い合わせ先】

岡山県備前県民局税務部直税課

電話：086-233-9815